

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和5年3月1日(水)午後4時30分
2. 招集場所 七飯町文化センタースターホール
3. 出席者 教 育 長 與 田 敏 樹
委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 菅 沼 由 美
委 員 信 夫 恵 美 子
4. 事務局 教育総務課長 倍 楼 司
学校教育課長 柴 田 憲
学校給食センター長 福 永 崇 弘
生涯教育課長 竹 内 圭 介
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔
教育総務課庶務係 大 竹 亮 司
5. 教育長の報告 報告第 1 号 教育行政動向報告(2月6日～3月1日分)について
6. 附議事件 議案第10号 令和4年度七飯町教育費補正予算について
議案第11号 令和5年度七飯町教育費予算について
議案第12号 七飯町地域体育館設置条例の一部改正について
議案第13号 七飯町新入学児童学用品負担軽減補助金交付要綱の制定について
議案第14号 七飯町教育委員会後援等名義使用承認規程の一部改正について
議案第15号 令和5年度公立小中学校職員の人事異動内示について
7. その他
8. 閉 会 午後5時30分
9. 会議の概要 会議の概要は別紙のとおりである。
10. 署 名 教育長 **與田 敏樹**

委 員 **加屋本 旬**

調整者 **三浦 啓輔**

別紙

與田教育長 : 定刻になりましたので、令和5年第3回定例七飯町教育委員会議を開催いたします。

本日の会議録署名委員につきまして、加屋本委員にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告、2月6日から3月1日分について、本日、お手元に配付しました資料に基づいて御説明申し上げます。

2月6日、定例教育委員会議を開催しております。報告案件2件、附議事件として教育行政方針の外、議案2件を審議し、可決していただいております。その後、総合教育会議を開催して、新年度の教育行政方針について協議をし、了承しております。

2月7日、七飯町スポーツ協会臨時総会が開催されております。会長が亡くなった関係で、後任の会長を選任ということで小杉氏が新会長になられております。

2月12日、春風亭一之輔の独演会が、文化センターパイオニアホールで行われております。670人の観客が訪れたということであります。

2月13日、月曜日、函館法人会七飯支部より、薬用ハンドソープ50本、詰め替え用ボトル3本の寄贈を受けまして、町内の小・中・義務教育学校に配付をしております。

2月14日、トランジションタウン七飯様より、オオタヴィン著「子どもはミライだ！子どもが輝く発酵の世界」という本8冊の寄贈があり、小・中・義務教育学校に配付しております。

2月15日、定例校長会を開催しております。12件について情報提供を行っております。

2月17日に定例教頭・主幹教諭会議を開催して、同じく情報提供を行っております。

2月19日、日曜日、少年少女フットサル大会が開催されました。以下に記載のとおり結果になっております。

2月20日、月曜日、おしゃべりサロン様より千羽鶴、七飯レクリエーション協会様より雛飾りが大中山小学校に寄贈されました。

それから、七飯町教育研究所で「教育講演会」がこの会場で行われました。グーグルの日本統括責任者、小出さんという方が来られて、世界から見た日本の教育という講演をしていただいております。

2月21日、臨時教育委員会議を書面で開催させていただきました。校長の人事異動内示について承認いただいております。

2月23日、令和4年度渡島スポーツレクリエーションフェスティバルスキー大会がスノーパークで開催されております。

2月24日、金曜日、臨時校長会を開催して、校長の内示を行っております。同日、渡島教育委員会教育長会が開催され、令和5年度の教育長会の役員体制について協議をしております。

2月28日、一般社団法人函館地区トラック協会様より、交通安全の花の種ということで、マリーゴールドの種、1,410袋の寄贈がありました。町内の小学校及び義務教育学校(前期課程)児童に配付をする予定をしております。以上、2月6日から本日までの教育行政報告でございます。御質問、御意見等あれば賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

よろしいですか。

全員：（はい）

與田教育長

：ありがとうございます。それでは、令和5年2月6日から3月1日までの教育行政動向報告については報告済みとさせていただきます。
続きまして、4. 附議事件。議案第10号令和4年度七飯町教育費補正予算について、事務局よりお願いします。

教育総務課長

：議案第10号令和4年度七飯町教育費補正予算について、提案説明申し上げます。

令和4年度教育費補正予算を別紙のとおり町長に提出することについて、議決を求めるものでございます。

このたびの補正は、年度末までの決算を念頭とした執行残が見込まれるものなどの、いわゆる整理予算が主な内容でございます。

従いまして、整理予算として全体で減額となる事業については総額を申し上げ、増額となる項目がある場合は、その項目を説明いたしますので、御理解願います。

まず、教育総務課所管分について御説明申し上げます。A3見開きになります。

10款教育費、1項1目教育委員会費は、旅費から負担金、補助及び交付金まで、合わせて22万円の減額。2目事務局費は、事務局費学校庶務として、報償費から負担金、補助及び交付金まで、合わせて45万7,000円の減額、対外競技参加費は、負担金、補助及び交付金85万円の減額。

次に、事業二つ飛ばしまして、次のページの学校教育公用車管理費は、役務費4,000円の減額、教育住宅管理費は、需用費から工事請負費まで、合わせて182万円の減額。

2項1目学校管理費は、事業を二つ飛ばしまして、校舎等営繕費(小学校)として、工事請負費から原材料費まで、合わせて40万9,000円の減額。

3項1目学校管理費の三つ目の事業で、次のページの校舎等営繕費(中学校)は、役務費から原材料費まで、合わせて49万3,000円の減額でございます。

教育総務課の所管分については、以上でございます。

学校教育課長

：続きまして、学校教育課所管分について御説明いたします。3ページをお開き願います。

10款教育費、1項2目事務局費は、事務局費(学校庶務)として、役務費は峠下地区生徒通学定期券購入費のみ10万円の減額。事務局費(学校教育)として、報酬から使用料及び賃借料まで、合わせて233万8,000円の減額、スクールバス運行費として、委託料は300万円の減額。

次のページになります。次に、2項1目学校管理費は、学校管理費(小学校)として、需用費は電気料に不足を生じることから670万8,000円の増額、使用料及び賃借料は120万8,000円の減額、合わせて550万円の増額、児童保健衛生費として、報酬から委託料まで、合わせて100万4,000円の減額。

次に、3項1目学校管理費は、学校管理費(中学校)として、使用料及び賃借料は29万4,000円の減額。生徒保健衛生費として、報酬から委託料まで合わせて27万円を減額いたします。

学校教育課所管分の説明は以上です。

生涯教育課長

：続きまして、生涯課所管分の補正予算について御説明を申し上げます。

このたびの補正は、生涯教育課につきましても、そのほとんどが年度末の予算整理となっており、5ページの4項1目社会教育総務費から、6ページの

3目社会教育施設振興費までの内、5ページの一番下段の事業予算でございます、公民館管理費以外は、全て執行残が見込まれる予算の減額となっております。増額分につきましては、5ページの公民館管理費において、今期の大雪により各公民館で除雪委託料の不足が見込まれることから、7万1,000円の増となっております、差し引きしまして社会教育費全体では、合計で101万7,000円の減となっております。

生涯教育課所管分の説明については、以上でございます。

スポーツ振興課長：続きまして、スポーツセンター所管分の補正予算について御説明いたします。6ページをお開き願います。

5項1目保健体育費、スポーツ振興総務費は、報酬から負担金、補助近及び交付金まで合わせて44万7,000円の減額、スポーツ合宿事業費は、旅費から使用料及び賃借料まで合わせて43万9,000円の減額、体育施設公用車管理費は需用費から役務費まで合わせて4万7,000円の減額、体育施設管理費は報償費から原材料費まで合わせて91万9,000円の減額です。

スポーツセンター所管分は、以上でございます。

学校給食センター長：続きまして、学校給食センター所管分について提案説明いたします。7ページを御覧ください。

5項2目学校給食費、学校給食センター運営費ですが、需用費が390万円の増額、これは電気料の不足が見込まれるための増額でございます。

続きまして、役務費から扶助費まで合わせて91万2,000円の減額でございます。こちらのほうは執行残という形で減額するものでございます。

学校給食センター分は以上でございます。

與田教育長：以上で、大きく割愛しながら説明をさせていただきました。基本的には減額につきましては執行残ということでございます。その前提で、御質問、御意見等あれば賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

加屋本委員。

加屋本委員：執行残ということで理解をしましたが、例年、のきなみ減額ということで、ちょっと見てびっくりしましたが、560万円ぐらい執行残で減額ということで、毎年このような形になるんですか。その辺がよく分からなくて。何か特別に今年度これで執行残になったとか、例年、大体こういうものなのかちょっと教えていただきたいと思っております。

與田教育長：教育総務課長。

教育総務課長：これから令和5年度の予算も説明しますが、当初予算に対しまして、事業を行って、余った分についてはこういう形で減額をしていくということで、例年このような状況でやってございます。

工事だとか、大きいところで増減はありますけれども、計画していたものを執り行って、執行残ということの整理ということで、例年どおりでございます。

與田教育長：よろしいですか。
そのほかございませんか。

全員：(なし)

與田教育長：ないようですので、議案第10号令和4年度教育費補正予算については、原案のとおり可決したものとさせていただきます。

続きまして、議案第11号令和5年度七飯町教育費予算について事務局よりお願いします。

教育総務課長：議案第11号令和5年度七飯町教育費予算について、提案説明申し上げます。議案8ページになります。

令和5年度教育費予算を別紙のとおり町長に提出することについて、議決を求めらるるものでございます。

9ページの資料を御覧願いたいと思います。説明につきましては、各担当課長から説明となります。教育総務課と学校教育課所管の事業については、1項の教育総務費から3項中学校費において混在をしているということで、説明の段階で前後してしまうということで御了承願いたいと思います。

それでは、まず教育総務課所管の予算について御説明いたします。

10款教育費は1項教育総務費から5項の保健体育費まで、合わせて5項で編成されており、五つの項の合計が教育費予算の合計となります。令和5年度当初予算額の合計は、8億3,202万2,000円で、令和4年度杉原町長就任後の政策予算反映後の予算額と比較すると、6,806万9,000円の増額となっております。

1項教育総務費は、当初予算額1億635万1,000円で、前年度比較3,940万5,000円の減額でございます。1目教育委員会費は、当初予算額201万7,000円で、前年度比較4万5,000円の増でございます。事業内容は、教育委員の報酬、費用弁償などが主な予算内容となっております。次に2目事務局費は、当初予算額1億433万4,000円で、前年度比較3,945万円の減額となっております。

次に、事業予算ごとの説明になります。事業予算1の事務局費(学校庶務)は、学校教育課予算と合算になりますが、当初予算945万円で、前年度比較426万4,000円の増でございます。事業内容は、教育委員会の職員旅費や需用費などが主な予算となっております。令和5年度において新たに、奨学金等償還支援事業助成金を追加しております。このほか、学校教育課の経費の内容については、担当課長から御説明いたします。

事業予算2の対外競技参加費は、当初予算額340万円で、前年度同額の予算となっております。中学校部活動の対外競技に係る補助金でございます。四つ飛んで、事業予算6の学校教育公用車管理費は、当初予算額44万円で、前年度比較28万4,000円の減ですが、要因は車検整備の減ということでございます。

次に、事業予算7の教員住宅管理費は、当初予算額181万8,000円で、前年度比較2,153万4,000円の減となっております。減額の要因につきましては、今年度、令和4年度で実施しました旧大沼小学校教員住宅の解体工事が令和5年度なくなりますので、その分での減額ということでございます。

次に、2項小学校費は、当初予算額1億4,872万5,000円で、前年度比較1万1,000円の増額でございます。1目学校管理費は、当初予算額1億4,160万円で、前年度比較1,066万6,000円の増となっております。事業予算では、二つ飛んで3の校舎等営繕費(小学校)は、当初予算額5,697万4,000円、前年度比較419万8,000円の増となっております。内容としては、プールも含めた小学校の施設管理の委託料、工事請負費が主な予算となっております。次に、2目教育振興費は、当初予算額712万5,000円で、前年度比較1,065万5,000円の減額でございます。

次に、3項中学校費は当初予算額1億4,524万1,000円で、前年度比較5,294万3,000円の増額でございます。1目学校管理費は、当初予算額1億840万円で、前年度比較3,342万円の増額となっております。事業予算では、二つ飛んで3の校舎等営繕費(中学校)は、当初予算額5,700万9,000円、前年度比較2,770万7,000円の増額となつてござい

ます。内容としては、中学校の施設管理における経費が主な予算内容となっております。今年度の増額の要因としては、大中山中学校、七飯中学校体育館等の照明のLED化などによる増額となっております。2目教育振興費は、当初予算額981万4,000円で、前年度比較750万4,000円の減額でございます。3目学校建設費は事業予算1の中学校長寿命化改修事業費として、当初予算額2,702万7,000円で、令和5年度からの新規事業として、今後の七飯中学校の長寿命化改修工事のため、校舎の耐力度調査及び改修の基本設計、実施設計策定のための委託料を計上してございます。次に、4項社会教育費の1の事業予算6、社会教育施設改築事業費について御説明申し上げます。

当初予算額689万4,000円で、令和5年度から新規事業として社会教育施設である図書館、スポーツセンター等の整備のため、基本構想、基本計画を策定するための経費を計上してございます。

教育総務課分の説明は以上でございます。

学校教育課長

: 続きまして、学校教育課所管の予算について御説明いたします。

1項教育総務費、2目事務局費は、事業予算名1の事務局費(学校庶務)は、学校教育課からは2件、補助金に予算を計上しております。隔年で実施している香川県三木町小学生との交流事業として補助金321万8,000円、令和5年度からの新規事業として新入学児童学用品負担軽減補助金200万円を追加しております。

事業予算名3、事務局費(学校教育)は、当初予算額1,933万1,000円で、前年度比較2,974万9,000円の減となっております。主な要因は、各学校に配置している支援業務にかかる会計年度任用職員の人件費が項目替えにより減となったことによるものでございます。ほか、令和5年度からの新規事業として、環境学習のため遊覧船の利用料を追加しております。内容は、各種委員会の運営費、教職員の健康診断委託料が主な予算となっております。

その下の事務局費(臨時交付金事業)は、廃止事業となっており、当初予算ゼロ円で、前年度比較2,103万6,000円の皆減となっております。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業予算でしたが、交付金事業の終了に伴い廃止となっております。

事業予算名4の事務局費(教育支援)は、新規事業となっており、当初予算額2,746万2,000円で、前年度比較皆増となっております。こちらは、教育支援係の新設に伴い関係する予算を事務局費(学校教育)から項目替えしたものでございます。内容は、会計年度任用職員の人件費が主な予算となっております。

事業予算名5のスクールバス運行費は、当初予算額4,243万3,000円で、前年度比較142万7,000円の増となっております。主な要因は、単価増によるものでございます。内容は、大沼地区で4台、中型バス2台、マイクロバス1台、ワゴン車1台、豊田地区で1台、ワゴン車及び小型車のスクールバス運行費用となっております。

次に、2項小学校費、1目学校管理費は、事業予算名1の小学校管理運営費は、当初予算額7,898万8,000円で、前年度比較649万8,000円の増となっております。こちらは、教育支援係の新設による予算の項目替えに伴い、教育振興費(小学校)に残った備品購入費を学校管理費(小学校)に統合し、併せて名称を小学校管理運営費と変更したものでございます。主な要因は、各学校の備品購入費が項目替えにより増となったことによるものでござ

ございます。また、令和5年度からの新規事業として新聞データベースの使用料を追加しています。内容は、各小学校の管理運営費用となっております。

事業予算2の児童保健衛生費は、当初予算額563万8,000円で、前年度比較3万円の減となっております。ほぼ、例年どおりの計上となっております。内容は小学生児童の学校検診費用となっております。2目教育振興費は、教育振興費(小学校)は廃止事業となっており、当初予算ゼロ円で前年と比較1,778万円の皆減となっております。こちらは、教育支援係の新設に伴い、備品購入費を小学校管理運営費で、また扶助費を児童就学奨励費へ項目替えを行っており、事業予算は皆減で廃止となっております。

事業予算名1の児童就学奨励費は新規事業となっており、当初予算額712万5,000円で、前年度比較皆増となっております。こちらは、教育支援係の新設に伴い、関係する予算の教育振興費(小学校)から項目替えしたものでございます。内容は、小学生児童の就学援助費用となっております。

次に、3項中学校費、1目学校管理費は、事業予算名1の中学校管理運営費は、当初予算額4,889万3,000円で、前年度比較568万1,000円の増となっております。こちらは、教育支援係の新設による予算の項目替えに伴い、教育振興費(中学校)に残った備品購入費を学校管理費(中学校)に統合し、併せて名称を中学校管理運営費と変更したものでございます。主な要因は、各中学校の備品購入費が項目替えにより増となったことによるものでございます。また、令和5年度からの新規事業として、新聞データベースの使用料を追加しております。内容は、各中学校の管理運営費用となっております。

事業予算名2の生徒保健衛生費は、当初予算額249万8,000円で、前年度比較3万2,000円の増となっております。ほぼ、例年どおりの計上となっております。内容は中学生生徒の学校検診費用となっております。2目教育振興費は、教育振興費(中学校)は廃止事業となっており、当初予算ゼロ円で前年度比較1,731万8,000円の皆減となっております。こちらは、教育支援係の新設に伴い、備品購入費を中学校管理運営費へ、また扶助費を生徒就学奨励費へ項目替えを行っており、事業予算は皆減で廃止となっております。

事業予算名1の生徒就学奨励費は新規事業となっており、当初予算額981万4,000円で、前年度比較皆増となっております。こちらは、教育支援係の新設に伴い、関係する予算を教育振興費(中学校)から項目替えしたものでございます。内容は、中学生生徒の就学援助費用となっております。

学校教育課分の説明は以上でございます。

生涯教育課長

: それでは続きまして、生涯教育課所管分の当初予算について申し上げます。

9ページ中段にあります、4項社会教育費は当初予算額1億5,878万8,000円、前年度比1,434万円の増、1目社会教育総務費は当初予算額1,138万7,000円で、前年度と比較しますと441万5,000円の増となっており、事業予算は、1から6の6事業となっております。

事業予算1、社会教育総務費は、当初予算額39万6,000円で、前年度比3万9,000円の減、内容は社会教育委員の報酬や旅費、その他社会教育全般を推進するための事業費で概ね例年どおりとなっております。

事業予算2、生涯学習事業費は、当初予算額175万9,000円で、前年度比41万円の増でございます。内容は、高齢者教育、青少年育成、成人式開催などの事業費で、今年度は大中山老人大学が開校30周年を迎え、記念事業を予定していることから増額となっております。

事業予算3、町内会館振興費は、当初予算額153万6,000円で、前年度比284万2,000円の減です。内容は、18ある町内会の光熱水費等の管理運営に必要な経費の補助を行う事業で、昨年度は東大沼駅前会館の解体工事と川尻振興会館の屋根改修工事の補助を行いました。今年度については各会館の運営にかかる補助金のみ計上となっていることから、大幅に減額となっております。

事業予算4、生涯教育公用車管理費は、当初予算額80万2,000円で、前年度比8,000円の減、内容は生涯教育課で所有している公用車の管理費で、概ね例年どおりとなっております。

事業予算5、社会教育施設整備基金費は、前年度同様、当初予算額ゼロ円となっております。内容は、社会教育施設整備に係る基金への積立金となっており、今後、図書館などを建設する際に財源として充てる基金ですが、こちらにつきましては財政課が町財政の状況を見ながら可能な範囲で積み立てるため、現段階では金額が不確定なことから予算計上されておりません。

事業予算6、社会教育施設改修事業費、こちら新規の事業になりまして、教育総務課から御説明したとおりとなっておりますので割愛させていただきます。

次に、2目文化振興費は、当初予算額1,229万8,000円で、前年度比183万2,000円の増、事業予算は1から3の3事業となっております。

事業予算1、文化振興費は、当初額516万8,000円で、前年度比8万6,000円の増、内容は、文化芸術活動への支援、公民館講座や各地区の文化祭のための予算で概ね例年どおりとなっております。

事業予算2、図書室管理費は、当初予算額72万3,000円で、前年度比3万6,000円の減、内容は本町地域センター図書室、大中山コモン図書室と図書室の運営、図書の充実のための事業費で、概ね例年どおりとなっております。

事業予算3、公民館管理費は当初予算額640万7,000円で、前年度比178万2,000円の増、内容は藤城・峠下公民館、大沼多目的会館の管理運営のための事業費で、今年度は藤城公民館の照明設備をLED化する改修工事を予定していることから増額となっております。

次に、3目社会教育施設振興費は、当初予算額1億2,288万1,000円で、前年度比1,448万5,000円の増、事業予算は1から4の4事業となっており、5番目の臨時交付金事業につきましては令和4年度で完了したことから廃止となっております。

それでは、事業予算1、文化センター管理費は当初予算額7,617万5,000円で、前年度比830万9,000円の増、内容は文化センターの運営維持管理を行う事業費で、今年度は施設清掃や設備運転業務など、委託料において人件費の単価値上がりに伴う増額。これに加えて、文化センター大ホールの吊り物制御板、また高圧気中開閉器の改修工事などを予定していることから、増額となっております。

事業予算2、大中山コモン管理費は、当初予算額2,787万9,000円で、前年度比1,163万2,000円の増、内容は大中山コモンの運営、維持管理を行う事業費で、コモンにつきましても照明設備のLED化改修工事、こちらを予定していることから大幅な増額となっております。

事業予算3、大沼婦人会館管理費は、当初予算額849万4,000円で、前年度比138万円の減、内容は大沼婦人会館の運営維持管理を行う事業費でございます。昨年度実施しました高圧気中開閉器の交換工事が完了したことから、今年度は減額ということになります。

事業予算4、社会教育施設管理費は、当初予算額1,033万3,000円で、前年度比206万4,000円の減、内容につきましては大川コミュニティーセンター、振興会館をはじめとする各社会教育施設の運営維持管理を行う事業費です。減額の主な原因としましては、昨年度、約50万円ほど予算計上されていた備品購入費が今年度は計上がないこと、また、これまで予算計上していた各会館の除雪委託料を、新年度からスポーツ振興課所管の体育施設管理費で計上している社会体育施設等管理委託料、こちらに業務を含めることから減額となっております。

次に、4目文化財保護費は、当初予算額1,222万2,000円で、前年度比639万2,000円の減、事業予算は二つの事業となっております。

事業予算1、文化財保護費は当初予算額91万3,000円で、前年度比62万6,000円の減。内容は、文化財保護活動の推進のための需用費で、昨年度実施した町が所有している文化財資料の修復、こちらの業務が完了したことから減額となっております。

事業予算2、歴史館管理費は、当初予算額1,130万9,000円で、前年度比576万6,000円の減、内容は歴史館の管理運営を行うということで、昨年度施行した屋上防水改修工事並びに常設展示室の模型照明の器具交換工事が完了したため減額となっております。

生涯教育課所管分の説明については以上でございます。

スポーツ振興課長： それでは、スポーツ振興課所管の当初予算について御説明申し上げます。

5項保健体育費は、当初予算額2億7,291万7,000円で、前年度比4,018万円の増、1目保健体育総務費は、当初予算額1億1,027万3,000円で、前年度比較3,608万円の増でございます。事業予算は、1から5の5事業となっております。

事業予算名1、スポーツ振興総務費は、当初予算額918万9,000円で、前年度比較18万9,000円の増でございます。事業内容は、スポーツ推進委員への報酬や各種大会の開催負担金などが主な予算となっております。

事業予算名2、スポーツ合宿事業費は、当初予算額565万6,000円、前年度比較329万6,000円の増でございます。事業内容は、スポーツ合宿誘致に係る活動旅費、大型バスの借上料が主な予算となっております。今年度の増額の要因は、前年度に当初予算を見送ったサッカーチームの合宿誘致分を今年度予算計上したことによるものです。

事業予算名3、体育施設公用車管理費は、当初予算62万7,000円、前年度比較33万3,000円の減ですが、要因は車検整備の減でございます。事業内容は、スポーツ振興課所有の公用車2トントラック1台、普通乗用車1台の合計2台の維持管理費が主な予算となっております。

事業予算名4、体育施設管理費は、当初予算8,381万7,000円、前年度比較3,640万8,000円の増でございます。事業内容は、体育施設7か所の維持管理費が主な予算となっております。今年度の増額の要因は、東大沼多目的グラウンド「トルナーレ」の維持管理の民間委託、大中山地域体育館照明設備のLED化工事などによる増となっております。

次に、事業予算名、体育施設管理費（臨時交付金事業）は、事業廃止による皆減で、前年度比較645万2,000円の減でございます。

事業予算名5、パークゴルフ場指定管理費は、当初予算1,098万4,000円、前年度比較297万2,000円の増でございます。事業内容につきましては、パークゴルフ場2か所の維持管理を行うための指定管理料が主な予算となっております。今年度の増額の要因は、指定管理者の更新年度となるため、指定管理料の積算見直しなどによる増となっております。

スポーツ振興課分の御説明は以上となります。

学校給食センター長： それでは、学校給食センター所管の予算について御説明いたします。

2目学校給食費は、当初予算1億6,264万4,000円で、前年度比較410万円の増でございます。

次に、事業予算の説明になりますが、事業予算1、学校給食センター運営費は、当初予算1億6,264万4,000円で、前年度比610万円の増でございます。事業内容は、学校給食センターを管理運営する予算でございます。主な要因といたしましては、需用費の電気料や修繕料の増、委託料単価の増のほか、HACCP（ハサップ）の更新手数料の増などがございます。

事業予算、学校給食センター運営費（臨時交付金事業）は、令和4年度のみのものでございますので、予算額はゼロ円となっております。

以上、学校給食センター分の説明を終わります。

與田教育長： それでは、議案第11号令和5年度七飯町教育費予算について、御説明をいたしました。

前回の教育委員会・総合教育会議で御確認をいただいた、令和5年度の教育行政方針に基づいて予算措置をさせていただきました。事業予算の内容及び増減の理由について概略ではございますが、説明をさせていただきました。御質問、御意見等あれば賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

明日から開催する議会に上程をする予定をしております。

加屋本委員： 社会教育費、事業予算1社会教育総務費の6番、社会教育施設改築事業費は、教育行政方針に出ている図書館、体育館の基本計画にかかわるものか。

教育総務課長： 加屋本委員がおっしゃるとおり、これにつきましては図書館、スポーツセンターの整備をこれから行うということで、基本構想、基本計画作成のための予算ということでございます。

與田教育長： よろしいですか。他にございませんか。

全員： (なし)

與田教育長： それでは、議案第11号令和5年度七飯町教育費予算については、原案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第12号七飯町地域体育館設置条例の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

スポーツ振興課長： それでは、議案第12号七飯町地域体育館設置条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

それでは、議案関係資料1をお開きください。

はじめに、1の改正理由ですが、現在、町内に設置している運動場のうち、町民の方へ開放しているものについては、七飯町スポーツセンター、大中山地域体育館、西大沼地域体育館、鶴野地域センター屋内運動場の4施設となっております。そのうち、鶴野地域センターを除く3施設については、スポーツ振興課が管理しておりますが、鶴野地域センターの屋内運動場については財政課が管理しており、利用者の方にとって使用する施設によって受付窓口が異なることになり、大変な不便をおかけしている状況となっております。そのため、利用者の方の利便性を考慮し、また町内に設置されている屋内運動場を一体的に管理するため、鶴野地域センターの屋内運動場を地域体育館として位置づけ、スポーツ振興課において一元管理するため、この条例を提出するものでございます。

次に、2の改正内容ですが、1点目として第2条に規定する地域体育館に鶴野地域体育館を加えます。2点目として、別表1に規定する地域体育館の使用料の表に、鶴野地域体育館を加えます。なお、鶴野地域体育館の使用料の額は、西大沼地域体育館と同額とします。3点目として、この条例は、改正

附則の第2項において、七飯町地域センター条例の一部改正として、七飯町地域センター別表第2の鶴野地域センターから屋内運動場を削ります。

最後に、この条例の施行期日でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

議案関係資料の次のページからは、七飯町地域体育館設置条例及び七飯町地域センター条例の新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

與田教育長 : 旧鶴野小学校の内の体育館の部分だけ教育委員会として管理することによって、地域体育館が一元管理できるということで、あそこに入っているシルバー人材センター等については従来同様、総務課の管理とするということでございます。御質問、御意見ございますか。よろしいですか。
加屋本委員 : 裏の新旧対策表の改正前と改正後の表で「(略)」となっているのは、記載が多いから「(略)」なのか。「夏期」「冬期」と書かれているところは料金が明確だなど思っていますけれども、単純に略しているものなのか、そこがちょっと分からなかったです。

スポーツ振興課長 : 今、御質問にありました略している部分ですけれども、例えば貸出要件だとか、そういうものがここに記載されているのですが、今回の改正には関係ないので省略させていただきました。

與田教育長 : よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。
それでは、議案第12号七飯町地域体育館設置条例の一部改正については、御承認賜ったものとさせていただきます。
続きまして、議案第13号七飯町新入学児童学用品負担軽減補助金交付要綱の制定について、事務局よりお願いいたします。

学校教育課長 : それでは、議案第13号七飯町新入学児童学用品負担軽減補助金交付要綱の制定について、提案説明申し上げます。

このたび、提案いたします七飯町新入学児童学用品負担軽減補助金交付要綱の制定につきましては、七飯町内の新1年生児童の入学において、新たに令和5年4月1日より、学用品の購入費用負担軽減を図るための七飯町新入学児童学用品負担軽減補助金交付要綱を次のとおり制定するものでございます。資料2の七飯町新入学児童学用品負担軽減補助金交付要綱の概要を御覧ください。

1の制定理由でございます。子育て世帯を支援し、保護者の負担軽減を図ることを目的に町立小学校及び、鈴蘭谷分校を除く義務教育学校前期課程の入学時に購入が必要な教材等の学用品に関して、町立小学校等の学校長に新入学児童の人数に応じた補助金を交付するため、今回、新たに要綱を制定するものでございます。

2の制定内容でございます。入学式当日に町内に住所を有し、町立小学校等に初めて入学する新入学児童1人につき1万円を上限として新入学児童の人数に応じた学用品購入にかかる補助金を町立小学校等の学校長に交付いたします。

ただし、入学後に随時必要となる教材費との学用品については、交付の対象外となります。また、七飯町教育委員会が認定する七飯町要保護及び準要保護、就学援助費の対象者及び七飯町特別支援教育就学奨励費の対象者について

ては、人数に含めて交付いたしますが、区域外就学によって入学する新入学児童や町立小学校等以外の学校で入学を迎えている児童は人数に含めないものといたします。

3の施行期日でございます。この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

4のその他でございます。入学後に随時必要となる教材費等の学用品については、補助の交付対象外となります。また、準要保護者に支給される新入学児童生徒学用品費については、当交付要綱で交付される1人当たりの補助金を除いた額を支給いたしますが、特別支援教育就学奨励費の認定者については、保護者負担分の半額のみを奨励費で支給するため、補助金に応じた奨励費の減額は行わないものといたします。

なお、要綱の全文につきましては、議案に記載したとおりとなっております。

提案説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

與田教育長 : 議案第13号七飯町新入学児童学用品負担軽減補助金交付要綱の制定について提案説明を申し上げました。予算でも補助金を組んでおりまして、それを交付する根拠について、今回、制定をさせていただくということでございます。

御質問、御意見があれば伺いたいと思います。

山川委員 : ちょっと分かりづらいところが、学校長にという文言があるのですが、それはどういう形で、子どもたちに直接的に購入補助というよりも、学校が子どもたちの教育のために必要なものを揃えるためということなのか、ちょっと分からないので、その辺ちょっと教えてほしい。

学校教育課長 : 通常でありますと、入学時に必要な学用品は、学校でこういう種類が必要ですよというものを、まず学校で学用品を選定します。それを保護者が購入する形になりますけれども、学校で取りまとめて、一括して代理で発注するような状況です。それに対して、保護者の方がお金を学校にお支払いをして、学校はそこで購入して取りまとめた学用品を子どもたちに渡すというのが通常の流れでございます。

このたびは、入学時に必要な学用品を町で1万円まで負担するというので、本来、取りまとめて発注して、保護者が請求、支払うのですが、それに対して補助を直接、保護者へ行きますと学校の事務が煩雑になるために、学校に町のほうから補助金を交付すると。学校は、本来、保護者に費用を請求することになりますけれども、その請求費用は町から補助金で補填されるために保護者には負担がいかないというような形で処理をいたします。いわゆる、間接補助という形になりますので、御理解いただきたいと思います。

山川委員 : 通常であれば入学のときに必要なものの費用みたいなものは、児童1人当たり1万円以下で済むものなのか。

学校教育課長 : このたびの補助を行うに当たって、まず年間で言いますと1万円以上、トータルで入学時のほかに随時、教科書とかドリルとかにかかっている状況でございます。町長の意向として、入学時に購入を必要な部分について町で負担したいという考えがありまして、どの学校も調査したところ1万円以内で入学時の学用品は収まっておりましたので、このような形で金額を設定しております。

與田教育長 : ランドセルとかもあります、個人で本来買うべきものと学校として必要だということ、これは分けなければいけないので、そういう意味で調べたら1万円で大體収まっていたということで、金額を設定させていただいたということでもあります。

信夫委員 : 端的に言えば教材費ですよ。

学校教育課長 : いわゆる最初に必要な、例えば連絡袋とか名札とかを含めて、ノートですとか、それは学校によって各学校ばらばらな購入費です。縄跳びが入っていたり、いなかったり。そういったことで金額を1万円と設定して、その中で各学校は入学時に必要なものを選定して購入するという形になります。

與田教育長 : よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。
議案第13号七飯町新入学児童学用品負担軽減補助金交付要綱の制定については、御承認賜ったものとさせていただきます。
続きまして、議案第14号七飯町教育委員会後援等名義使用承認規程の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長 : 議案第14号七飯町教育委員会後援等名義使用承認規程の一部改正について提案説明申し上げます。
七飯町教育委員会後援等名義使用承認規程の一部を改正する訓令を、次のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。
それでは、議案関係資料、資料3を御覧ください。1の改正理由でございます。本規程は各種事業に対し、七飯町教育委員会が後援、協力、協賛を行う場合において、名義の使用承認の条件として五つの基準を定めておりますが、町教委の立場を脅かすものや町の行政運営に関する方針に反する事業であっても、これら五つの基準に合致していれば非承認とすることができないといった問題点があることから、町教育委員会の中立性等を損なう恐れがある事業及び町の行政運営に関する方針に反する事業に対して、町教育委員会の名義等の使用をさせないための基準を新たに追加するものでございます。
補足でございます。今現在において、不承認しなければならないような事案はございませんが、今後の手続きの申請事務におきまして適正に取り扱う必要があるということから整理を行うものでございます。
2の改正内容としまして、第4条に次の二つの基準を追加いたします。第6号として、教育委員会の中立性、公平性、公正性を損なう恐れがないもの。第7号、町の行政運営に関する方針に反する事業でないものでございます。
3の施行期日として、この訓令は、公布の日から施行するものでございます。次のページに新旧対照表を載せてございますので、御確認をいただきたいと思っております。
提案説明は以上でございます。

與田教育長 : 議案第14号七飯町教育委員会後援等名義使用承認規程の一部を改正について御提案を申し上げました。
これは、会館を貸す基準ではございません。あくまでも、後援をするかどうかという基準でございますので、会館を貸す基準にしてしまいますと表現の自由の問題とかいろいろ出てきますので、そういうことではございません。その前提で御質問、御意見等があれば賜りたいと思っております。

山川委員 : この6番の中立性・公平性・公正性を損なうというあたり、例えばどのような集会か。後援依頼があった場合の断る基準になると思いますがけれども、どういう例が想定されるのか。

教育総務課長 : 今の段階で、なかなかイメージというのは湧いてはいないのですけれども、教育委員会として後援をすることで、いろいろな考え方がある研修会、講習会とかありますが、一方の考え方をすることによって、教育委員会が今までやってきている事業だとか、これから進むべきものに対して公平性が保たれ

ないようなものについては、積極的に後援するべきではないというような考えだというふうに認識しております。

與田教育長 : 他にございませんか。

全員 : (なし)

與田教育長 : では、御意見なしと認め、議案第14号七飯町教育委員会後援等名義使用承認規程の一部改正については、御承認いただいたものとさせていただきます。続きまして、議案第15号令和5年度公立小中学校職員の人事異動の内示について、令和5年度公立小中学校職員の人事異動内示が別紙により、北海道教育長渡島教育局長より通知されたことから、次のとおり各学校長を通じ異動対象職員に内示をしたいので、議決を求めるものでございます。

内示の日時については、令和5年3月3日、金曜日、午前10時。

内示の方法は口頭により行います。内示の内容については、お手元に配付してある内示書に基づいて各学校長より当該職員に行うということでございます。

これについては、よろしゅうございますね。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。

では、議案第15号令和5年度公立小中学校職員の人事異動内示については、提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。

これをもって、内示させていただきます。

以上をもって、令和5年第3回定例七飯町教育委員会議の全ての議案を終了いたしました。ありがとうございます。